



16

●発行：宗教者9条の会・大分 ●〒879-5102 由布市湯布院町川上3561 見成寺 TEL 0977-84-2257 FAX 0977-84-5203

「自衛隊イラク派兵は憲法9条違反」 —名古屋高裁判決報告集会から— 津久見教会牧師 野口春夫

1947年5月3日に施行された平和憲法9条に違反するという判決文が歴史上初めて出されました。2008年4月17日の名古屋高等裁判所民事3部（青山邦夫裁判長）で言い渡された「自衛隊のイラク派兵差止等請求控訴事件」の判決文です。この判決について、2008年7月3日福岡のキリスト教会館で報告集会が開催され、「自衛隊イラク派差止め訴訟の会—名古屋」の原告代表である池住義憲氏が報告されました（主

催は自衛隊イラク派兵違憲訴訟の会・熊本）。報告会に出席しましたので、私の意見も加えながら報告させていただきます。

日から名古屋地方裁判所を皮切りに全国各地で、「イラク派兵差し止め」請求を中心とする裁判が起こされました。

が係争中のものは岡山地裁の一審、札幌と熊本での控訴審だけでした。熊本の控訴審は報告集会后の7月14日福岡高裁（西裁判長）で行われ1回の口頭審理だけで結審するという暴挙がなされました。

【訴訟の背景・提訴】

2003年3月20日：米軍がイラクへの軍事攻撃開始、7月26日：日本政府「イラク特別措置法」を可決・成立、12月26日：日本政府は航空自衛隊をイラク・クウェートに派遣、以後「名古屋」の原告代表である池住義憲氏が報告されました（主を派遣した。2004年2月23

【全国各地での訴訟】

政府のアメリカ力追従と自衛隊派遣に異議を唱え、抗議する市民が、札幌、仙台、栃木、東京、山梨、静岡、京都、大阪、岡山、熊本、名古屋の各地方裁判所に合計5,800人の原告で民事訴訟を起こしました。請求内容は、共通で1. 自衛隊派兵差し止め（派兵禁止）2. 自衛隊派兵は憲法違反であるという確認（違憲確認）3. 原告に慰謝料を払え（慰謝料請求）というものです。各地方裁判所（岡山以外）で出た判決は一律に「原告の請求を認めない」上に「憲法判断に踏み込まない」ものばかりでした。7月3日現在、裁判

【名古屋での闘い】

2004年2月23日提訴、原告総数3,268名でした。2006年4月14日に第1審（名古屋地裁）の判決が出されました。名古屋地裁の判決は、原告の3点請求に対して、1. 派兵差し止め「却下」2. 違憲確認「却下」3. 慰謝料請求「棄却」でした。勿論、判決は憲法判断は一切踏み込まず、他の請求であった「平和的・生存権」については「具体的な権利とは言えない」と退けました。原告代表の池住義憲氏は（報告の中で、「この裁判では、最初の裁判長を途中で交代させて『内田』という裁判長を『刺客』として法廷に送り込んで来た」と言っ

今失っているもの 過去と未来

筑紫 哲也
最新メッセージ

日本国憲法 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

いました。それは内田裁判長の訴訟指揮を見ていて思ったそうです。

1審敗訴後、2004年4月28日に名古屋高等裁判所に控訴。控訴人は1審より減って1、122人になりましたが、法廷内外の闘いを強化したそうです。一定期間、連日、裁判所前での朝ピラ入れをしたら、裁判所職員等も快く(ピラを)受け取り、熱心に読んでくれて、2008年4月17日の2審判決の日、裁判所職員が暖かい目で原告団の動きを見守ってくれたそうです。そんな中で名古屋高裁の歴史的判決が言い渡されたのです(判決の確定は5月2日)。判決は請求3点については名古屋地方裁判所の判決通りでしたが、判決文は、憲法判断に踏み込み、憲法裁判上、画期的なものとなりました。判決理由を述べる裁判長の言葉に「イラクで行われている(自衛隊の)空輸活動は憲法9条に違反する活動を含

んでいる」という言葉が出た時、廷内では喜びの渦が巻き起こり、原告(控訴人)が用意した旗の中から「自衛隊イ

ラク派遣は憲法違反」と「画期的な判決」の2本が持ち出され、裁判所前で傍聴出来ずに判決報告を待っている人々にかかげられました。全国で初めての憲法判断に踏み込んだ名古屋高裁の判決文を知った人々の間では抱き合う程喜びが爆発しました。朝日新聞もこの日だけは「9条は生きていた」という大見出しをつけていました(その後マスメディアは憲法違反のことを沈黙して

した国側が控訴し、上告審(最高裁判所)で判決が覆されるという結果になっていますの

で名古屋地裁の憲法判断が、確定した初めての判決です。国側は判決では勝っていますので「上告」できません。国側はあわてたようですが、福田総理などは記者会見で「傍論だ云々」と誤魔化しに躍起となりました。名古屋高裁での法廷闘争での良かった点とは、裁判官に訴えるためにいるんな手段がとられたことでした。あらゆる証拠類、証人を裁判所に提出したら、高裁の裁判官も「真面目に」それらを全て見て、考えて、判断したのです。具体的には、国側(乙という)は1点の証拠等を提出していいない(どうせ国を勝たしてくれろと裁判をなめていた?)の

て出されてきた「黒塗り」ばかりの資料、更には、イラクの現状を写した「DVD」の映画も提出しています。

判決文から見ると、高等裁判所は次のようなプロセスで判断し、判決を出した模様です。いろんな政府の説明、解釈、答弁を前提として検討し、1. イラクは「泥沼化した戦争の状態」2. 首都バグダッドは「戦闘地域」3. イラクで起こっている現在の戦闘状態は「国際的な紛争」4. 航空自衛隊の空輸活動は「多国籍軍の戦闘行為にとつて必要不可欠な軍事上の支援」「他国による武力行使と一体化した行動」「自らも武力行使を行った」と評価を受けざるを得ない行動」といった現実認識を持ち、結論を出したのです。現在イラクにおいて行われる航空自衛隊の空輸活動は、政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であつても、1)「武力の行使」を禁止したイラク特措法2条

2項に違反、2)活動地域を非戦闘地域に限定したイラク特措法2条3項に違反、3)「戦争」「武力行使」を永久に放棄した憲法9条1項に違反と判断したのです。

先述しました様に政府は判決に対して「傍論」と逃げています。判決文は負けても、中味において原告側完勝です。私たちはこの判決文が無視できないことを知っています。その証拠に政府は新しい法律を作ろうと画策しています。私たち、本当に平和を望む側は、司法にも良心ある人がいる事を覚え、判決文を「活かして」平和を取り戻す運動を進めて行くべきです。マスコミが取り上げない中では、一人ひとりがこの判決文に盛り込まれた「イラク派兵は憲法9条違反」を広め、平和憲法を守る運動を強めようではありませんか。

伊勢崎賢治講演会

「日本の国際貢献に軍事はどこまで必要か」

一、はじめに

本日の演題は、先月私が出版した本の題です。軍事はどこまで必要かであって、軍事は必要かではありません。皆さんは、私の政治的スタンス、自衛隊、軍事を認めるか否かについて混乱されるかもしれません。しかし、混乱を承知で本音をぶちまけたいと思います。ただし、一つご理解いただきたいことは、私は今、護憲運動にかなり力を入れて活動しているということ

です。私は、今週あった九条世界会議の発起人の一人でもあります。これは、九条の世界平和における大切さを訴えた会議でした。二万人が動員されました。ですから、九条を守るという立場においては安心していただきたいと思えます。

二、人が大量虐殺されることを防ぐための軍事

1 ルワンダ大虐殺

① ルワンダ大虐殺時の国連維持軍責任者との対談

アフリカのルワンダで、一九九四年に大虐殺がありました。部族闘争があつて百日間で八十万人が殺されました。一日に八千人殺されたのです。私はルワンダには行つたことはありませんが、その現場にいたのに、大虐殺を止められなかった国連維持軍の指揮官ロメオ・ダレール氏と後日対談しました。私も、シエラレオネで国連幹部として同じような体験をしていたからです。

② 大虐殺を防ぐための軍事行動が許可されなかった

一日に八千人が殺されるといふのは核兵器並みのことです。しかし、このために近代兵器は一切使われていません。こん棒やなたが使われま

した。多数派フツ族のFMがおりました。軍事的に一日八千人殺害するのはとても難しいことですが、民衆によって簡単にできてしまいました。この時、ロメオ將軍は虐殺を止めるために、威圧をかける程度のマイルドな軍事行動の打診を国連本部に図つたのですが許可されませんでした。

③ 軍事行動が許可されなかった理由

軍事行動が許可されなかった理由の一つは、内政不干渉の原則です。もう一つの理由はアメリカの事情でした。こ

の少し前、アメリカはソマリで単独軍事行動をしました。その中でブラックホークというヘリでの特殊軍事活動でヘリが撃墜され、アメリカ兵士が民衆に殴り殺され、死体を市中に引き回され、それが世界に放映された事件がありました。アメリカ一般民衆は、「たかがアフリカのために、アメリカ兵士が命を落とすこと」に大きな抵抗を持つたのです。そのため、アメリカはルワンダへの介入に強力に抵抗しました。

④ 人権保護のための軍事行動

ロメオ將軍は後に自殺未遂をしました。今はそこから立ち直り、上院議員となり、破綻国家を保護する責任について訴えています。それは、重大な人道的危機が起こった、または、起こりそうな時、そして、その破綻国家が何もしない時、内政不干渉の原則を凌駕してでも、国際社会は、

国連を通じて軍事行動を行い、人々を守るための責任・義務があるという主張です。

2 今日

① 人権侵害は今も起きている

ルワンダは過去のことですが、今日、同じような保護の対象と考えられているのがスーダン、ミャンマー、北朝鮮です。どこも、主権意識がとても強い国です。しかし、国内で甚大な人権侵害が起きている。

3 シエラレオネ

① 伊勢崎氏の原体験シエラレオネ大虐殺

対談の中で人権保護のための軍事介入が議論になっていきます。私は彼の主張に半分賛成しています。私にも同じような経験が、シエラレオネにあるからです。私は、青年時代、NGOで子どもの保護、

教育、医療を支える事業をしました。シエラレオネは、ダイヤモンドが取れるのに一部官僚の汚職のため世界最貧国でした。当然のごとく革命

がおき内戦が十年続きました。反政府ゲリラは虐殺を行いました。四百万人の人口で五十万人が殺されました。内戦の末期、反政府ゲリラたちは、捕まえた子どもたちの内、強い子どもたちは兵士にし、

兵士につかえない弱い子どもの手を切りました。子どもの兵士は、大変に残虐になり、心の傷も大きいため戦争犯罪に規定されています。これでやっと国際社会、国連平和維持活動が動きました。それは内戦が始まって九年目のことでした。私は、国連の武装解除の責任者として、国連の武装警護のもと、シエラレオネに行きました。私は、子どもたちが殺されるのも、殺人兵器になることも防げませんでした。

4 いのちの価値

国際社会ではアフリカ人の命はとても軽いのです。十万人単位で人が殺されないと国際社会はコミットしません。アジアだったら、日本だったら状況が変わるでしょう。実際問題いのちの価値はすぐ違うのです。

5 人権保護のための軍事情動についての伊勢崎氏の見解

保護するための責任という思想には多くの問題点があります。人が救われるためであっても、軍事介入すべきではないという方もいると思います。しかし、私は、自分の原体験上そうは思えないのです。そのような事態は、未然に防げたら一番よいに決まっています。火事は未然に防ぐことが大事です。しかし、火事になったら、火を消さない

といけません。ルワンダでも、マイルドな軍事介入を許していたら、八十万人の虐殺は防げていたと思います。シエラレオネでいえば、軍事介入がなければ、武装解除できませんでした。武力では平和は作れません。しかし、いつもではありませんが、人間が大量に殺されることを防ぐために、軍事介入が必要な時があると思うのです。

6 中立ではない報道

やっと今、チベットの虐殺が日本で問題になっていますが、虐殺が起こっているのはチベットだけではありません。スーダンでも起こっています。しかし、中国だけが取り上げられるのは、中国をバッシングしたい勢力が利用しているからです。そういう意味で報道は中立ではありません。

三、世界レベルでの対テロ線

1 アフガニスタン

① アメリカの軍事介入
アフガニスタンは、日本にとっては身近な問題です。自衛隊問題に関わっているからです。

二〇〇一年に起こった同時多発テロの犯人タリバン政権をかくまったのがアフガニスタンでした。それに対して、アメリカが報復攻撃をしました。ブッシュ政権はあのテロ事件を戦争と捉えました。国連憲章で保障されている各国の個別的自衛権の行使として空爆を開始しました。そのアフガンはもともと内戦状態でした。

点は、パキスタンに接する地域です。長く中央政権の勢力が及ばない地域でした。アフガンには、その他にも多くの部族があり、その部族に関わりのある国に接した他地域に分布しており、干渉も受けています。(タジク族タジキスタン、ウズベク族ウズベキスタンなど)そして、各部族が武装し内戦を続けています。この部族が、共通な敵・ソ連が攻めてきた時には、団結しました。しかし、ソ連が出ていった後また群雄割拠となりました。そこで現れたのがタリバンでした。これが勢力を増し政権を持ったのです。

② アフガンの民族分布

最大部族(人口の約四〇%)はパシュトン部族です。この部族からタリバンが生まれました。この部族の抛

③ アメリカの軍事作戦
アメリカは被害を抑えるために、空爆で攻撃しました。しかし、ゲリラは地上戦でないとたたくません。また、地上戦は地の利を得ないとできません。そこで、アメリカは、共通の敵団結を利用し、北部

の軍閥で同盟を作らせ戦わせました。そして、タリバン政権を倒しました。しかし、タリバンは全滅したわけではなく、パキスタン付近に逃げ込みました。闘争は今でも続いています。

④ アメリカの戦後対策

アメリカは、アフガンにタリバンが生まれた原因は部族間対立があったからと判断しました。そこで、親米の政権を作ろうとしました。そのため、戦争中、協力者であった軍閥の解体を始めました。

軍閥は、それを察知し、麻薬で資金を作り、軍備を増強しました。あつという間に、けし麻薬の世界生産高の六〇%を占めるほどになりました。

⑤ アフガン復興政策

このアメリカの政策に協力したのが日本です。日本は武装解除を担当しました。これは外務省の外交ミスだったと

思います。しかし、私は、その責任をおいました。この戦争は、アメリカの個別的自衛権によって始まった戦争でした。従って国連は関与しませんでした。

復興政策の担当は、国軍創

設がアメリカ、警察がドイツ、司法がイタリア、麻薬対策がイギリス、そしてそれらが機能するための武装解除を日本が担当しました。

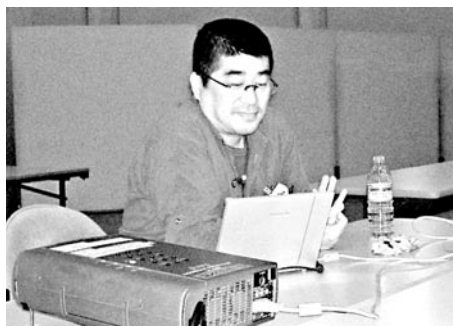
⑥ 武装解除DDR

武装解除はDDRといわれます。最初のDはディスプレイ、マメント武器放棄、次のDはデモビレーション動員解除、Rはリインテグレーション復興事業です。このために日本の血税二百億円がODA予算で使われました。

⑦ 日本の武装解除の完了

武装解除は信用によつてのみ成り立ちます。当時、アメリカは、武装解除は成功しな

いと考えていました。アフガン人にとつて銃は男にとつてなくてはならないものでした。ですから、どこもやり手がないから日本に回つてきたのです。受けた外務省は無知でした。ところが日本は、アフガン部族に信用され、武装解除だけ成功してしまつたのです。



⑧ アフガン武装解除の問題①

アフガンの武装解除の特徴は、武器を破壊しなかつたことです。それを新しい国軍

が使用しました。また、若者の志願者は国軍に復員しました。つまり、アフガンの国軍を作るために日本の税金が使われたこととなります。

⑨ 武装解除の果たす役割

武装解除のもう一つの目的は、市民に対して、新政権に対する信頼醸成をすることです。回収した武器を市民にあって見えるようにして国軍に運ぶのです。それによって、軍閥の時代が終わわり新政権の時代になつた意識を市民に醸成するのです。これによつて初めて選挙が行えます。二〇〇五年に三年越しの武装解除が完了し総選挙が行われました。女性の投票が特徴的でした。妨害に対する命がけの選挙に彼女たちを動かしたのは信頼醸成の成果でした。

⑩ アフガン武装解除の問題②

当時、アメリカはタリバンと戦争を続けていました。こ

れに一部の軍閥が協力してました。そのためその部族の武装解除は一部でした。これは、アメリカ主導であることの弊害でした。

しかし、一旦始まつた戦争は早く止めないと一般市民が巻き添えで多数死にます。戦争を肯定するということ、戦争を早期に終結させるために戦争に協力することは違ふと思います。一般市民を助けてはならない。特に、アフガンは、ルワンダ、シエラレオネと違い、対立勢力が複雑で戦争収束が難しかったのです。そのアフガンで戦争が始まつた以上、アフガンに統一政権を作ることが唯一の解決と思われました。私はその理由で日本政府に協力しました。

⑪ アフガン武装解除の特徴

アフガンの武装解除の特徴は、本来、国連本隊業務の、軍事監視を、日本が行つたこ

とです。日本は、政策参加各国の非武装軍人による監視団を作りました。日本も自衛隊員が一人非武装で参加しました。

平和を妨害したい反対勢力は、最大なダメージを与えるために、中立な人間をこそ狙い、無残に殺します。そのため、軍事監視団は危険な命がけの業務でした。シエラレオネでは、私は、部下を失いました。

こうして、日本は、アフガンで、非武装で軍事協力をし、不可能といわれた武装解除を完了させました。

⑫ 武装解除の失敗

ところが、武装解除は完了しましたが、他の機関がいずれも作られていませんでした。国軍は小さく、警察は腐敗の温床。そのため、武装解除で動員解除した軍閥のボスは、マフィアのボスになってしまいました。とうとう昨年

のけし麻薬の生産高は、世界の生産高の九三%にもなってしまいました。軍閥のボスのほとんどは民主政権の国会議員になっています。それは、

民主主義の悲しさです。日本でも、政党のマニフェストによって投票する人がどれだけいるでしょうか。結局しがらみです。アフガンも一緒です。この議員たちが自分たちに不利になる法案を通すわけがありません。警察も、司法

も機能していません。武装解除だけが完了してもだめなのです。それは、力の空白を生みます。国連が行う場合は、

平和維持軍がその空白を埋めます。ところが、アフガンでは、国軍と、警察が機能しませんでした。さらに、軍閥が力を失い、タリバンが復興してきたのです。私は以前からこのことをずっと指摘してきましたが、その通りになってしまいました。

⑬ アフガンの二つの軍事活動
アフガンには、二つの作戦が進行しています。一つは、アメリカの個別的自衛権の行使から始まったNATOに協力を呼びかけて行っている戦争。

もう一つは、国連憲章にのっとりた国連承認の国際治安支援部隊（ISAF）。こちらは戦争ではありません。民主党の小沢議員がこちらに自衛隊を送るべきといっています。

日本は、NATOにも加盟していないのに前者に協力してインド洋給油活動をしているのです。日本政府がいくら、油を給油しているだけで戦闘行為ではないといっても、日本の外に出れば、兵を出す場合その所属作戦が何かを見まします。つまり、日本は戦争に加担しているのです。

しかし、もう一方の、ISAFに自衛隊を送っても、これも憲法違反です。ISAF

Fは国連の承認は得ています。指揮はNATOが執っています。国連が指揮するのであれば、日本は国連加盟国だから、条約上、自衛隊もその指事に従えるでしょうが、NATOという軍事同盟には自衛隊の指揮権をゆだねられるわけにはいかないのです。

⑭ 日米安全保障条約上の問題
日米安全保障条約には、集団的自衛権による軍事協力活動について認められています。国連が、国連的措置として行動を決議した場合、即座にこれを止めなければならぬことも記されています。ですから、本当はもう止めなければならぬのです。アメリカを取るか、国連をとるかという問題ではありません。にもかかわらず、日本は、アメリカに協力し続けているのです。

⑮ 現在のアフガン国内情勢

戦争二次被害（誤空爆などによる）死者数が、アメリカ同時多発テロ死者数を超えたアフガン市民、そして、アメリカ傀儡の政権さえも、忍耐の限度を超え、いい加減にしろとの声を出しています。その憎悪は市民層に広がっています。

現在、政権は、タリバンとの和解を進めています。恩赦法も通してしまいました。それには軍閥の事情があります。将来、過去の行為に追及を受けないためです。

⑯ イギリス国防相のコメント
「現在、対テロ戦において、軍事的解決はない。アフガンの問題は国内問題だ。」この言葉が現状を物語っています。

次回、後半、紛争の平和的解決とは何かについてのまとめと、質疑応答を報告します。

（文責 永井一匡）

疑問だらけの「論文問題」

日野 詢城

田母神俊雄前航空幕僚長の在位中の論文の内容。それに対する政府の対応。処分後の麻生首相の参議院外交防衛委員会での「再発防止のための自衛官の再教育」に関わる見直し論。どの対応を見てもしっくりこない。田母神氏が示した論文、全体を読み通したのではないが、少なくとも報道されたものを見る限り、「どこかで見たもの」であり、かつての首相が「美しい国造り」の中でも論じられていたもののコピーに思えた。今日、13日の新聞を見て「なるほど」と思える指摘があった。

統合幕僚学校長時代に、自衛隊幹部の教育として「新しい歴史教科書をつくる会」のメンバーを招いて「国家観・歴史観」の講演依頼をしていたという。「つくる会」が述べる歴史観は「言論の自由」の枠内で考えられるとしても、現職の自衛隊のトップが、政府見解に反する論文を書き、真つ向から「村山総理の談話を批判することを許さないなら、北朝鮮と同じだ」というのは「言論・思想・表現の自由」というレベルの問題ではない。

憲法の締めくくりにあたる99条に「憲法尊重擁護義務」というものが添えられている。国家公務員である現職の指揮官が、9条を無視し「現職の自衛官に、相手国への攻撃を徹底的に考える人たちが必要」だと論ずることや、退職後とはいえ「集団的自衛権は必要だ」などというのは明らかに憲法違反であり、憲法に違反した人を懲戒免職できないというのは何故なのか等々：疑問だらけの「論文問題」だと思うのは私一人であらうか。

2007年度「宗教者9条の会・大分」事業報告 (2007.5.13～2008.5.10)

5月	4月	4月	4月	2月	2月	12月	11月	11月	10月	10月	9月	7月	6月	5月
10日	22日	17日	7日	28日	21日	6日	24日	22日	18日	18日	6日	26日	26日	13日
伊勢崎賢治講演会 大分コンパルホール	講演会案内発送	『真宗と靖国』	学習会 江林智静 にゆーす14号発行	『日蓮と平和』	学習会 掛橋泰定 にゆーす13号発行	『キリスト者と憲法9条』	学習会 吉武二郎 にゆーす12号発行	『親鸞と平和』	学習会 日野詢城	『宗教と原理主義』	「多数決という暴力」	学習会	にゆーす9号発行 にゆーす10号発行	高橋哲哉講演会 大分コンパルホール

2007年度「宗教者9条の会・大分」決算報告 (2007.5.13～2008.5.10)

収入		支出	
前年度繰越金	— 46,213	公開講座	180,180
会費・カンパ	301,460	講師謝礼	100,000
書籍売り上げ	8,160	講師賄費	47,610
合計	263,407	会場費	32,570
		ニュース発行	126,986
		郵送料	91,440
		封筒・印刷費等	35,546
		会議費	3,309
		会場費	3,309
		合計	310,475

263,407 (総収入) - 310,475 (総支出) = - 47,063 (次年度繰越金)

(単位 円)

松居 友さんの講演会

ミンダナオからの風とたより

日時 11月27日 入場無料カンパは歓迎
午後6時半より法要・7時より講演

会場 見成寺 湯布院町川上 0977-84-3357

松居 友さんは今、「ミンダナオ子ども図書館」を主催し、スタッフと共に家庭環境の困難な子60名ほどと共同生活をしています。



世話人 (◎代表者)

- 無着成恭 曹洞宗 泉福寺
- 酒迎天信 日本山 妙法寺
- ◎日野詢城 大谷派 見成寺
- 林 正道 大谷派 安養寺
- 西郡 均 本願寺派 誓岸寺
- 古谷 聡 大谷派 蓮照寺
- 佐々木淳二 大分メソヂスト教会
- 掛橋泰定 日蓮宗 妙栄寺
- 藤田宏紀 パプテスト連盟大分教会
- 大在 紀 本願寺派 長光寺

年会費納入・カンパを よろしくお願いします。

『今を語ろう』連続談義
この学習会は、公開討論会の形を取りますので多数の参加者を募集し、自由な意見交換を求めます。

第十回 11月20日(木) 3時より
会場 見成寺 湯布院町川上
電話 0977-84-2257

宗教者9条の会・大分 事務局

〒879-5102
由布市湯布院町川上 3561 見成寺
TEL 0977-84-2257
FAX 0977-84-5203
年会費 3,000円
郵便振替口座 01720-1-111731

編集後記

■秋も深まり、山々が色付く頃となりました。あられ炒りした銀杏の種を子供たちと割って食べました。「あのくさい実の種でしょう。どうしておいしいの」と不思議そうに首をかしげながらもばくばく食べる娘。

■伊勢崎賢治先生の記念講演録の前半部分を掲載しています。パワーポイントを駆使し膨大な資料を縦横に展開しての講演で、活字化は難しいかな、とあきらめていたのですが、永井先生のご尽力で見事文章化していただきました。ありがとうございます。あとがきで論う必要があります。

■冒頭、野口先生からご報告いただいたように、今年4月17日に、名古屋高裁で画期的な判決が出されました。「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」控訴審判決(青山邦夫裁判長)で「イラク派兵差し止め」そのものは却下されましたが、航空自衛隊イラク派兵は違憲であるという判断が示されたものです。時の福田総理は「判決文は、自衛隊イラク派遣の違憲性判決が

主文以外の傍論の部分で違憲判断をした」と批判したそうです。

■去る7月17日に総会が開かれ、昨年度の事業報告と決算報告がなされました。ご承認頂き有難う御座います。概略は今号の記事をご参照下さい。また詳細は事務局までお尋ね下さい。

■さて、宗教者9条の会・大分の「にゅーす」第16号をお届けします。事務局の都合で発行が大幅に遅れましたことをお詫び申し上げます。